

官報

号外 昭和二十三年十二月十五日

第四回 参議院 會議 録 第十二号

昭和二十三年十二月十四日(火曜日)午前十時三十分開議

議事日程 第十号

昭和二十三年十二月十四日

午前十時開議

第一 教育公務員特例法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 新聞出版用紙制当務務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國會の承認を求めめるの件(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 家庭用石炭並びに公用石炭の特別價格設定に関する請願

(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨十三日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

社会保険制度審議会設置法案

行政機關に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案

官報号外 昭和二十三年十二月十五日 参議院會議録第十二号 議長の報告

食糧管理法の一部を改正する法律案
司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案
少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案

裁判所職員等の定員に関する法律の一部を改正する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

公認会計士法の一部を改正する法律案
選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

未復員者給與法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の本院提出案は、同日本院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

特別未帰還者給與法案
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同日において、これを可決した旨の通知書を受領した。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は、今日これを衆議院運営委員会に付託した。

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
昨日これを衆議院に送付した。

特別未帰還者給與法案
國會法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

社会保険制度審議会設置法
公認会計士法の一部を改正する法律案
行政機關に置かれる職員等の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案
選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案
同日本院は、左の衆議院提出案は、同日本院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

未復員者給與法の一部を改正する法律案
同日本院において採択することを議決した石狩原野開発促進に関する請願外六件の請願及び農地委員会に対する國庫補助の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

財産相続税に関する質問主意書(鈴木憲一君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

國有鉄道の駅における宗教施設に関する質問主意書(來馬琢道君提出)

同日委員長から左の報告書を提出した。

經濟安定委員会請願審査報告書第一号

同日内閣総理大臣から左の者を第四回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

法務事務官(少年矯正局長) 齋藤 三郎君

國家地方警察本部(警務部長) 柏村 信雄君

大藏事務官(大藏事務官) 日下部 滋君

引揚援護局長(引揚援護局長) 齋藤 惣一君

引揚援護局長(引揚援護局長) 大野 進治君

厚生事務官(厚生事務官) 木村忠二郎君

厚生事務官(厚生事務官) 小島 徳雄君

厚生事務官(厚生事務官) 久下 勝次君

厚生事務官(厚生事務官) 飯島 稔君

厚生事務官(國立公園部長) 飯島 稔君

厚生事務官(引揚援護局長) 田邊 繁雄君

厚生事務官(引揚援護局長) 上月 良夫君

厚生事務官(引揚援護局長) 川井 殿君

厚生事務官(公衆衛生局長) 三木 行治君

厚生事務官(衛生局長) 東 龍太郎君

厚生事務官(衛生局長) 濱野規矩雄君

厚生事務官(衛生局長) 會田 長宗君

厚生事務官(衛生局長) 中田 政美君

厚生事務官(衛生局長) 財津 吉文君

厚生事務官(衛生局長) 伊東 五郎君

厚生事務官(衛生局長) 八嶋 三郎君

厚生事務官(衛生局長) 目黒 清雄君

厚生事務官(衛生局長) 菊池 明君

厚生事務官(衛生局長) 題見 太一君

厚生事務官(衛生局長) 正示啓次郎君

厚生事務官(衛生局長) 長原 純夫君

昭和二十五年三月三十一日

會議を開きます。

この際、日程第一、教育公務員特例法案、日程第二、新聞出版用紙割当事務設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國會の確認を求めめるの件(いずれも内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。文部委員長田中耕太郎君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

教育公務員特例法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十二月十二日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

(小子及び一は衆議院修正)

教育公務員特例法案

教育公務員特例法案

目次

第一章 総則(第一條—第十三條)

第二章 任免、分限、懲戒及び服務(第十四條—第十八條)

第一節 大学の学長、教員及び

部局長(第四條—第十二條)

第二節 大学以外の学校の校長及び教員(第十三條—第十五條)

第三節 教育長及び専門的教育職員(第十六條—第十八條)

第三章 研修(第十九條—第二十二條)

第四章 雑則(第二十三條—第三十四條)

附則(第三十五條—第三十七條)

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、教育を通じて國民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する。

(定義)

第二條 この法律で「教育公務員」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に定める学校で、同法第二條に定める国立学校及び公立学校の学長、校長(園長を含む。以下同じ)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教、助教授、助教諭、養護教諭及び講師(常時勤務の者に限る。以下同じ。)をいう。

3 この法律で「部局長」とは、大学の学部長その他政令で指定する部局長をいう。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、教育委員会の職員のうち、免許状を有することを必要とする者(教育長を除く。以下同じ。)をいう。(身分)

第三條 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は國家公務員、公立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第四條 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学管理機関が行う。

2 前項の選考は、学長については、人格が高潔で、学識がすぐれ、且つ、教育行政に關し識見を有する者について、大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基き、教員及び部局長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない。

(轉任)

第五條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して轉任されることはない。

2 大学管理機関は、前項の審査を行うに當つては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

3 審査を受ける者から、前項の説明書を受領した後三十日以内に請求があつたときは、大学管理機関は口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その者から請求があつたときは公開して行わなければならない。

4 審査を受ける者は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

5 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に關し、大学管理機関に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

(降任及び免職)

第六條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、その意に反して免職されることはない。教員の降任

についても、また同様とする。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に適用する。

(休職の期間)

第七條 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職においては、個々の場合について、大学管理機関が定める。

(任期及び停年)

第八條 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関が定める。

(懲戒)

第九條 国立大学の学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に適用する。

(任命権者)

第十條 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。

(服務)

第十一條 国立大学の学長、教員及び部局長の服務については、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第九十六條第一項の根本基

準の実施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第百五條までに定めるものを除いては、大学管理機關が定める。

(勤務成績の評定)

第十二條 學長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に應じた措置は、大学管理機關が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機關が定める基準により、行わなければならない。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員

(採用及び昇任の方法)

第十三條 校長及び教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、大学附置の学校にあつてはその大学の學長、大学附置の学校以外の國立學校にあつては文部大臣、大学附置の學校以外の公立學校にあつてはその校長又は教員の属する學校を所管する教育委員會の教育長(選考権者)という。この條中以下同じ。が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、校長又は教員の免許狀を有する者で、採用を願ひ出した者について、免許狀の種類に應じ、國立學校にあつては人事院、公立學校にあつては都道府縣の教育委員會が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、國立學校にあつては人事院規則、公立學校にあつては都道府縣の教育委員會規則で定める。

4 教員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるものとし、その選考は、選考権者が行う。

5 選考権者は、教育について第一項及び前項の選考を行うに當つては、その学校の校長の意見を聞いて行わなければならない。

(休職の期間及び効果)

第十四條 校長及び教員の休職の間は、結核性疾患のため長期の休業を要する場合の休職においては、滿二年とする。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、^{給與}給與の全部を支給することができる。

(任命権者)

第十五條 公立學校の校長及び教員の任命権は、その校長又は教員の属する學校を所管する教育委員會に属する。

2 前項の校長及び教員の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分については、任命権者が行う。

3 任命権者が、校長又は教員に対し、その意に反して降任し、免職し、その他これに對しおしるしく不利な処分を行い、又は懲戒

処分を行う場合については、國家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する。但し、この場合において、「人事院」とあるのは「任命権者」と読み替へるものとする。

第三節 教育長及び専門的

教育職員

(採用及び昇任の方法)

第十六條 教育長及び専門的教育職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、採用志願者名簿に記載された者のうちから、教育長については、当該教育委員會、専門的教育職員については、当該教育委員會の教育長が行う。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長又は専門的教育職員の免許狀を有する者で、採用を願ひ出した者について、免許狀の種類に應じ、都道府縣の教育委員會が作成する。

3 前二項に定めるものを除くほか、採用志願者名簿に關し必要な事項は、都道府縣の教育委員會規則で定める。

4 専門的教育職員の昇任は、従前の勤務実績に基く選考によるもの

とし、その選考は、当該教育委員會の教育長が行う。

(教育長の退職)

第十七條 教育長は、教育委員會の承認を得て、任期中退職することができる。

(任命権者)
第十八條 教育長及び専門的教育職員の任命権は、当該教育委員會に属する。

2 第十五條第二項及び第三項の規定は、教育長及び専門的教育職員に準用する。

第三章 研修

(研修)

第十九條 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修業に努めなければならない。

2 大学及び大学附置の學校の教育公務員については大学管理機關、大学及び大学附置の學校以外の國立學校の教育公務員については文部大臣、大学及び大学附置の學校以外の公立學校の教育公務員並びに教育長及び専門的教育職員については当該教育委員會(所轄廳といふ。以下同じ)は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に關する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)
第二十條 教育公務員には、研修を受ける機会が與えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本團長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、所轄廳の定めるところにより、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

第四章 雜則

(他の職務の従事)

第二十一條 教育公務員は、法律若しくは人事院規則に特別の定めがある場合又は所轄廳において教育に關する他の職務に従事することが本務の遂行に支障がないと認められる場合は、給與を受け、又は受けないうで他の職務に従事してはならない。

(教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)
第二十二條 國立又は公立の學校において教員の職務に準ずる職務を行う者並びに國立又は公立の各種學校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第二十三條 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、國家公務員法の規定に矛盾し、又はこれに抵触すると認められるに至つた場合は、國家公務員法の規定が優先する。

(旧制の學校の教員等に対するこの法律の準用)

第二十四條 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の大学の学長（教員の学部を置く大学にあつては総長。以下同じ）、教員及び政令で指定する者に適用する。

2 この法律に定める国立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、政令で別段の定をした場合のほか、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の中等学校、盲学校及び聾啞学校の校長及び教員に準用する。

3 この法律に定める大学以外の国立又は公立の学校の校長及び教員に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する国立又は公立の中等学校、盲学校及び聾啞学校の校長及び教員に準用する。

(大学管理機関等の講義)
年二十五條 この法律中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、次の各号の区別に従つて読み替へるものとする。
一 第四條第一項については、学長にあつては「評議員(一個の学部を置く大学にあつては教授会

の構成員。以下同じ。)及び部局長で構成する会議(協議会といふ。以下同じ。)(、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」
二 第四條第二項中教員及び部局長に關する部分、第七條、第八條第一項、第十一條及び第十二條第二項については、「協議会の議に基き学長」
三 第四條第二項中教員及び部局長以外の部局長の選考に關する部分については、教員にあつては「評議會(一個の学部を置く大学にあつては、教授会。以下同じ。)(の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「評議會の議に基き学長」
四 第五條、第六條及び第九條については、学長にあつては「協議會」、教員にあつては「評議會」、部局長にあつては「学長」
五 第八條第二項については、「評議會の議に基き学長」
六 第十條については、「学長」
七 第十二條第一項については、学長にあつては「協議會」、教員及び部局長にあつては「教授会の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」
八 第十九條第二項については、「文部大臣」
九 第十條中「任命権者」とあるの

は、公立大学の学長、教員及び部局長については、当分の間、「その大学を設置する地方公共団体の長」と読み替へるものとする。
(従前の規定による休職者等の取扱)
第二十六條 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、第七條及び第九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
第二十七條 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十四條第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。
(公立大学の学長等の懲戒)
第二十八條 公立大学の学長、教員及び部局長の懲戒に關しては、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、第九條の規定を適用する。
(専門的教育職員の免許状の経過措置)
第二十九條 第二條第四項に規定する専門的教育職員の免許状を有することを必要とする者については、別に教育職員の免許に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で定める。
(この法律施行の際における学長

等の職にある者の取扱)
第三十條 この法律施行の際、現に国立学校の学長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ学長、校長、教員又は部局長の職についた者とみなす。
第三十一條 この法律施行の際、現に公立学校の学長、校長、教員及び部局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに教育長及び専門的教育職員は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除くほか、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、この法律により当該地方公共団体の公務員に任用され、引き続き現にある職に相當する職についたものとする。
(恩給法の適用)
第三十二條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合には、同法第二十二條に規定する教育職員として勤務するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。
(公立学校の学長等に関する特別規定)
第三十三條 この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律に特別の

定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、国立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の定をすることが出来る。
(他の法律の改廃)
第三十四條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第九十五條を削る。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に對する國會の確認を求めめるの件右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年十二月十二日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に對する國會の確認を求めめるの件
新聞出版用紙割当事務廳設置法(昭和二十三年法律第二百一十一号)附

定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、国立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の定をすることが出来る。
(他の法律の改廃)
第三十四條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第九十五條を削る。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に對する國會の確認を求めめるの件右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年十二月十二日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に對する國會の確認を求めめるの件
新聞出版用紙割当事務廳設置法(昭和二十三年法律第二百一十一号)附

定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、国立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の定をすることが出来る。
(他の法律の改廃)
第三十四條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第九十五條を削る。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に對する國會の確認を求めめるの件右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年十二月十二日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に對する國會の確認を求めめるの件
新聞出版用紙割当事務廳設置法(昭和二十三年法律第二百一十一号)附

定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長について必要があるときは、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、国立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の定をすることが出来る。
(他の法律の改廃)
第三十四條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第九十五條を削る。
〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に對する國會の確認を求めめるの件右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて國會法第八十三條により送付する。
昭和二十三年十二月十二日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄殿
新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に對する國會の確認を求めめるの件
新聞出版用紙割当事務廳設置法(昭和二十三年法律第二百一十一号)附

則第三項の規定による国会の議決の議決を求めらる。

〔田中耕太郎君登壇、拍手〕

○田中耕太郎君 議題となりました教育公務員特別法案は、總條文數三十四條より成つておりまして、先般制定施行せられるに至りましたところの國家公務員法に対する特別法を成しておるのであります。かような特別法が規定せられまする必要は、一に教育公務員の職務が一般行政事務とは違つておりまして、直接に倫理的、學問的、文化的方面に關係してありまして、殊に人間を育成するといふ宗教家、學者、藝術家などに要求せられまするような、個性を帯びた創造的な活動であることに起因してあるのでございます。そもそも一般公務員に關しましては、上から下への命令系統が確立してなければならぬのであります。教育公務員に關しましては、採用その他の方面におきまして國家權力によるところの統制を制限いたしまして、教育界に廣汎な自治を認めまして、即ちいわゆる教育權の獨立を確保し、特に大學に關しましては、長年行われて参りましたところの大學自治の慣習を尊重いたしまして、以て教育及び研究に伸び伸びした發達を可能ならしめる必要があるからでございます。

次に、法案の要点を極めて簡単に御説明申し上げますと、第一に、本法は國立の學校の教育公務員のみならず、公

立の學校の教育公務員にも適用せられることになつております。第一の國立の學校の教育公務員は、國家公務員たる身分を持つておりまして、従つて國家公務員法の適用を受けることになつております。第二の公立の學校の教育公務員は、地方公務員としての身分を持つておりまして、國家公務員法の適用から除外され、將來制定せらるべき地方公務員法によつて規律せられるべきでございますが、それまでの臨時措置といたしまして、第三十三條によつて本法その他に規定がある事項以外の点については、政令で以て特別の定めをなすことになつております。

第二に、教育公務員は、身分上の關係即ち採用、休職その他の關係におきまして、一般公務員とは異なつた取扱を受けております。例えば採用につきましては、大學の教育公務員、殊に大學教授などでございますが、この採用の点につきましては、大學の教育公務員と大學以外の學校の教育公務員とを問わないで一般公務員の場合のように競争試験といふような方法によりませんで、選考の方法を取ることになつております。そしてこの選考は、どうして行われるかと申しますと、大學に關しましては、大學の自治を尊重いたしまする建前から、教授会又は將來制定せられまする大學法の定める大學管理機關といふ、特別の機關の定めを基準によりまして行われなければならぬことになつております。又大學以外の學校の教育公務員、教育長等の採用も、同様に選考によることになつておりまして、採用志願者名簿に記載されたものの中から選ぶ條件が附けられているのであります。尙本人の意思に反する免職降任等の不利益な処分を行う場合につきましては、大學の場合とそれ以外の場合とを區別いたしまして、それ／＼一般公務員よりも特に慎重なる手續がとられております。

次に、病氣によるような休職の場合につきましては、大學に關しては、休職期間は個々の場合について大學管理機關が定めることになつておりまして、大學以外の學校につきましては、結核性疾患の場合には期間は法案で満二年となつておりますが、休職の期間中の給與、この給與は政府原案では俸給になつておりましたが、衆議院において修正せられて給與といふことになりまして、家族手当なども入つて参り、俸給の場合よりも遙かに有利になるわけでございます。この給與の全額を休職期間中支給することになつておりまして、この点におきまして、一般公務員や大學の教育公務員の場合よりも遙かに優遇されているのであります。一般の休職の場合には御承知のようになり三分の一が給與せられるのであります。給與の全額が支給せられることになつております。

第三に、教育公務員の任務は、學問的、文化的性質のものでございますが、不斷に研究と修養に努力する必要があるものであります。そのために所轄廳は研修に必要な施設を整え、研修奨励の方途を講じなければならぬことと規定されております。尙、教育公務員は、研修を受けるために教育の職務から離れております場合に、現職のままその地位に留まつて、その待遇を受けることができるようになつております。

以上は法案の概略でございますが、次に質疑によつて明確にせられた重要な個々の点について御説明申し上げます。本案におきましては教育公務員の休職の場合のみについて規定があつて、その福利厚生について別段の規定がないこと理由はどうであるかといふ質問に対して、福利厚生は、教育公務員に限らないで一般公務員全般について解決せらるべきもので、政府はかような方向に努力するといふことでございます。大學につきまして、大學管理機關が最高の地位にあつて、從來大學自治の慣行として認められていた教授会の権限が狭められるようなことになりはしないかといふ懸念に對しましては、大學法の制定の場合に、大學自治を尊重して、大學管理機關の構成に關する規定を設けることにするといふ答弁でございます。國家公務員法第九十八條の制限せられ

た團體交渉權に關する規定が教育公務員に適用あるや否やに關しましては、當然適用があるといふことでございます。又教員の労働運動、生活權の擁護、文化的活動の促進等の方面に關し法案に規定がないが、その理由はどうであるかといふ問に對しましては、現在の段階においては、これらの点に關し教員の特殊性を認めて規定を設けることは困難だといふことでございます。委員諸君と當局との間におきまして特に活発なる質疑應答が交されましたのは、休職に關する大學の場合の第七條と、大學以外の場合の第十四條の規定との開きがある点がございまして、又第十四條の結核療養のための休職期間が、高等学校その他の教育等について二年に限られておるのを三年にしなければ不十分ではないかといふ問に對しましては、現在早期診断及び治療の方法が非常に發達して参つておる状態において、二年で十分であるとの答弁でございます。

更に討論の過程におきましては多数の委員諸君の発言がありまして、種々の希望を附した賛成意見の陳述がございました。その希望は甚だ多岐に亘つており、殆んど教育全般に及んでおると言つていいのでございますが、本案に教員の經濟生活方面、即ち待遇中厚生の問題について規定を欠いておるから、近い將來においてこれを解決すべきであるとか、大學の學科の配置に

もよく發揮できるのは自由な雰囲気の中においてだけであつて、行政官の任務はこの雰囲気を作り出すことであつて、逆ではない。教師は他の公民の持つ一切の特権と機会とを與えられ、思想、言論、行動の自由を持ち、相當な給料を與えられなければならない。教員組合等教師の団体には結社の自由が與えられなければならない。こう言つておる。これに背反しておる。他の公民の持つ特権と機会とを奪われ、思想、言論、行動の自由を束縛された教員組合等教師の団体は、その本質的な権利を奪われる。こういふ法案に対しては、我々はこれが日本の教育を破壊する最も悪い法案である。こういふ意味から、日本共産党は徹底的にこれに反対するものである。この法案がたとえ通過しようとも、かかる法案の招く結果は、政府及びこれに賛成した人々の責任であつて、これは實質的には破壊されるであらう。〔そりだ〕「共産ファツシヨだ」と呼ぶ者あり、議場騒然。これは民主主義の否定であつて、かかるものを否定しようとして如何に妄動をして、そつういふ妄動には見込がない。

○議長(松平恒雄君) これにて討論の通告者は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。先ず教育公務員法特別法案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 次に、新聞出版用紙割当事務廳設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する國會の承認を求めるの件を問題に供します。本件に承諾を與えることに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

議事の都合により、これにて午後二時まで休憩することに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。よつて午後二時まで休憩いたします。

午前十一時一分休憩

午後三時三十分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

〔衆議院一君発言の許可を求む〕

○議長(松平恒雄君) 衆議院一君。

○衆議院一君 本日はこの際庶民住宅の建設方針に關しまして、緊急質問の動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○矢野西雄君 衆議院の動議に賛成いたします。

○議長(松平恒雄君) 衆議院一君の動議に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 總員起立と認めます。衆議院一君。

〔衆議院一君登壇、拍手〕

○衆議院一君 私は全國の建設技術者の団体を代表いたしました。益谷建設大臣に対して、庶民住宅の建設方針につきまして緊急質問をいたさんとするものであります。〔その態度はいかんとぞ〕議員としてやれ「取消せ」と呼ぶ者あり、大臣の明確な、科学的な答弁をお願いいたします。〔業者しやないぞ〕前言取消せと呼ぶ者あり、代表議員として緊急質問をいたさんとするものであります。

質問の第一点は、運々としておる全國の庶民住宅の建設状況についてでございます。〔取消せと呼ぶ者あり〕何故私が庶民住宅を特に問題にするかと申しますと、戦災者、引揚者及び勤労市民にとりましては、この高額の國庫補助による庶民住宅によつて住宅の解決を求め、以外に途がないからであります。〔建築業者には答弁の必要ないぞ〕と呼ぶ者あり、二十三年度の庶民住宅は全國において僅かに四万二千戸であります。而もその四万二千戸の庶民住宅に対して、現在工事に着手されておりますものは僅かに半分、二万有餘に過ぎないのであります。そして残り二万戸はまだ着手されておらないという事情にあるのであります。そ

りして、でき上りましたものは僅かにその一割にも達しない三千四百七十四戸しかできていないのであります。これは昨日私が建設省の當局から求めました十月末現在の最も新しい資料なのであります。特に不成績なものは東京都の庶民住宅の建設状況でございます。これは先月末の状態において、七千三百七十戸のうち、着工されておるものは僅かにその四割、三千二百余戸でございます。竣工したものに至つては、諸君、たつた五戸しか竣工していませんのであります。更に分譲庶民住宅六千戸に至りましては、ただの二戸も着手されていないという慘憺たる事情にあるのであります。そこで私はこの点につきまして益谷建設大臣に対して、何故かくも不成績であるか、何故このように全國的に、特に東京において不成績であるかといふことを、弁解でなくて、科学的な答弁が頂きたいのであります。〔よろしい〕と呼ぶ者あり、そして本年度内に必ずできるかどうか、若しも本年度内にできるとすれば、その科学的な根拠はどこにあるか、如何なる根拠で本年度内に行けるかといふことを主張されるか、といふことを拜聴したいのであります。〔政府には科学性がないんだよ〕と呼ぶ者あり。

質問の第二点は東京都の戸山ヶ原住宅の建設方針についてであります。御案内のように、戸山ヶ原住宅は、その敷地九万坪に連合軍司令部當局の熱心ある援助によりまして着工したものでございまして、多数の組立住宅、その計画戸数は木造一千五百九十戸、鉄筋コンクリート四層建二十二棟、この家族を合算いたしますと、ここに人口一万の計画的な都市が出現するのであります。これを近來の明朗なニュースとして都下の新聞が一齊に書き立て、住宅難に悩む幾百万の都民が厚い期待の念を以てこのニュースに對して感激の意を表したといふことは當然なのであります。我々建設委員会は先週土曜日の一日を費しまして、委員長以下現地を詳細に視察したのであります。その結果、私は旧態依然たる形式的な、驚くべき非科学的な、無計画的なこの建設方針に実に一篇を喫したものであります。成る程家屋そのものは計画的に配列せられて、そして一齊に着手されております。一齊に着手されております。電燈ぐらゐまでは今進んでおるのであります。併しそれ果して人が住めるかといふ問題になりますと、我々はこの外に、ガス、水道、下水、道路、小公園、学校、浴場等々、少くともその程度の公共施設がなければ人間が住むに値しないのであります。而も戸山ヶ原住宅はかような非技術的な方向に向つて建設が進められておるのであります。この燃料を考えない、雨に對してこの土地の表面を流すという、ああいふ設計、そして大小便の汲み

敷地九万坪に連合軍司令部當局の熱心ある援助によりまして着工したものでございまして、多数の組立住宅、その計画戸数は木造一千五百九十戸、鉄筋コンクリート四層建二十二棟、この家族を合算いたしますと、ここに人口一万の計画的な都市が出現するのであります。これを近來の明朗なニュースとして都下の新聞が一齊に書き立て、住宅難に悩む幾百万の都民が厚い期待の念を以てこのニュースに對して感激の意を表したといふことは當然なのであります。我々建設委員会は先週土曜日の一日を費しまして、委員長以下現地を詳細に視察したのであります。その結果、私は旧態依然たる形式的な、驚くべき非科学的な、無計画的なこの建設方針に実に一篇を喫したものであります。成る程家屋そのものは計画的に配列せられて、そして一齊に着手されております。一齊に着手されております。電燈ぐらゐまでは今進んでおるのであります。併しそれ果して人が住めるかといふ問題になりますと、我々はこの外に、ガス、水道、下水、道路、小公園、学校、浴場等々、少くともその程度の公共施設がなければ人間が住むに値しないのであります。而も戸山ヶ原住宅はかような非技術的な方向に向つて建設が進められておるのであります。この燃料を考えない、雨に對してこの土地の表面を流すという、ああいふ設計、そして大小便の汲み

敷地九万坪に連合軍司令部當局の熱心ある援助によりまして着工したものでございまして、多数の組立住宅、その計画戸数は木造一千五百九十戸、鉄筋コンクリート四層建二十二棟、この家族を合算いたしますと、ここに人口一万の計画的な都市が出現するのであります。これを近來の明朗なニュースとして都下の新聞が一齊に書き立て、住宅難に悩む幾百万の都民が厚い期待の念を以てこのニュースに對して感激の意を表したといふことは當然なのであります。我々建設委員会は先週土曜日の一日を費しまして、委員長以下現地を詳細に視察したのであります。その結果、私は旧態依然たる形式的な、驚くべき非科学的な、無計画的なこの建設方針に実に一篇を喫したものであります。成る程家屋そのものは計画的に配列せられて、そして一齊に着手されております。一齊に着手されております。電燈ぐらゐまでは今進んでおるのであります。併しそれ果して人が住めるかといふ問題になりますと、我々はこの外に、ガス、水道、下水、道路、小公園、学校、浴場等々、少くともその程度の公共施設がなければ人間が住むに値しないのであります。而も戸山ヶ原住宅はかような非技術的な方向に向つて建設が進められておるのであります。この燃料を考えない、雨に對してこの土地の表面を流すという、ああいふ設計、そして大小便の汲み

敷地九万坪に連合軍司令部當局の熱心ある援助によりまして着工したものでございまして、多数の組立住宅、その計画戸数は木造一千五百九十戸、鉄筋コンクリート四層建二十二棟、この家族を合算いたしますと、ここに人口一万の計画的な都市が出現するのであります。これを近來の明朗なニュースとして都下の新聞が一齊に書き立て、住宅難に悩む幾百万の都民が厚い期待の念を以てこのニュースに對して感激の意を表したといふことは當然なのであります。我々建設委員会は先週土曜日の一日を費しまして、委員長以下現地を詳細に視察したのであります。その結果、私は旧態依然たる形式的な、驚くべき非科学的な、無計画的なこの建設方針に実に一篇を喫したものであります。成る程家屋そのものは計画的に配列せられて、そして一齊に着手されております。一齊に着手されております。電燈ぐらゐまでは今進んでおるのであります。併しそれ果して人が住めるかといふ問題になりますと、我々はこの外に、ガス、水道、下水、道路、小公園、学校、浴場等々、少くともその程度の公共施設がなければ人間が住むに値しないのであります。而も戸山ヶ原住宅はかような非技術的な方向に向つて建設が進められておるのであります。この燃料を考えない、雨に對してこの土地の表面を流すという、ああいふ設計、そして大小便の汲み

取りについては方針がまだ確立しない
で、水洗にするか汲み出しにするか、汲
み出しとするればその膨大なものが果
して運び得るかどうか、水洗としても、
水道の大きな太い幹線が通つておる
か、それから引くなり、井戸を掘る
か、道路の路面が雨でぐちゃぐちゃに
ならないだけの路面を作るかというよ
うな、そういう問題は殆んど解決され
ていないが、今工事が進められて
おるのが実情なのであります。そうし
て都民に対しては計画の戸数だけが何
千戸というように誇大に発表されまし
て、技術的に、科学的に完備したもの
のようにジャーナリズムを賑わせてお
るといふのが実情であるといふこと
を、私は確信して参つたのでありま
す。(拍手)人口一百万の結果はどうなる
でしょうか。これが今の方針のまま
進められたらばどうなるでしょうか。
か。恐るべき不衛生な、不利益な、不
便な不良住宅、人口一百万の不良住宅が
ここに出現するという方向に今や進ん
でおるのであります。私はこれに對し
て大臣に質問したい。この上下水道、
道路、公園、汚水排水等々のそういう
な最小限度の、人の住むに値する技
術、最小限度の予算を速かに東京都に
計上せしめ、ここに住む人に人間の住
いとしての技術的な最小限の要求を充
たす考案があるかどうか。その予算
は、大体この家屋そのものに對する一
億四千万円に對して、私の今要求する

ようなこの公共施設費は二億というよ
うに我々は計算するのであります。若
しこの二億が本當に政府にないとす
るならば、これは非常に問題でありま
すが、仮りに政府及び都にないとすれ
ば、むしろこの建設の戸数を半分に減
してでも、まじめに人民大衆の、都民
大衆の、ここに住む人たちに對する良
心的な、技術的な住宅の建設をすべき
でないかと考案するが、それに対して大
臣はどう考案しておるか。若しもさよう
な私の申上げた以外に欠点があるため
に、東京都に委して置かれたいとする
ならば、團圓として團圓自身がみずから
の費用を出して、かくのごとき都市を總
合的に計画的に、良心的にこの建設を
進めて行くといふ、そういう團に決意
があるかどうか。これをお尋ねするの
であります。院内では解散を直前に控
えている、な政治的な泥試合が行わ
れておりますが、引揚者、職業者及び
勤勞國民、彼らの住む住宅難の解決を
どの政府がするであろうかといふこと
に對して、むしろ深刻にして冷静なる
批判の眼を向けておるのであります。

△「そうだ」と呼ぶ者あり△私は弁解
でなくて△その考案はよろしい」と呼
ぶ者あり△大臣の弁解でなくて、科学
技術に裏付けられた明確な政府
の方針をこの議場を通して國民
大衆の前に発表せられることを要求
し、若しその発表が單なる弁解、單な
る言葉の上の説明であるならば、政府

はこれに對して、私の質問に對する具
体的な、科学的な、技術的な方針を持
たないものと判断せざるを得ないとい
ふことを附言して、私の緊急質問を終
ることになりました。(拍手)

△國務大臣(益谷秀次君) 兼岩さんの
御質問にお答え申し上げます。今日深刻
なる社会問題として住宅問題を取上げ
なければならぬことは申すまでもな
いのであります。特に庶民住宅並びに
生産に携わるところの勞務者に對する
住宅の建設は最も今日必要であり、急
務中の急務であります。そこで建設省
といたしましては、本年庶民住宅を含
んで四十万の住宅建設の計画を立てた
のであります。この比率から申します
と、四万二千戸の庶民住宅は誠に僅
少であります。四万戸の住宅の本年度
における資材の見通しにつきましては
は、年内には四万戸は新築完成すると
いう見通しを持つておるのでありま
す。而して最も急がなければならぬ四
万二千戸のいわゆる賃貸公営住宅であ
ります。庶民住宅と申しておるのであ
ります。これに對しては只今連々とし
て建築が進まないというお言葉であ
りました。誠に本年は遺憾ながら遅々
として進んでおりません。おりません
が、御承知の通り本年の予算は七月上
旬に兩院の御審議を願つて決定いたし
たのであります。而も七月においては
物價の改訂等もありましたので、非常

に庶民住宅建築に對して困難を感じて
おるのであります。併しながら四万二
千戸全部に對しては、年度内において
は必ず完成するといふ見通しを持つて
おるのであります。

特に申されました東京都の住宅であ
ります。これは御指摘の通り、十月の
下旬までには約千七百戸と記憶いたし
ております。全体の計画は七千三百七
十戸、それから見ますと、実に微々
たるものであります。(余り少いよと
呼ぶ者あり)併しながらこれも東京都
は、特に敷地の關係、その他いろいろ
の關係で、東京都が實際に建築に着手
するのが遅れたのであります。併しな
がらこれも敷地に對しては完成いたして
おります。敷地はすでにでき上つてお
るのであります。只今御指摘の通り
まだ着手いたしておりません。又未だ
建築の入札さえいたしてないものが約
千二百戸あると記憶いたしてござり
ます。この入札もこの十二月中には必ず入
札ができます。従つて直ちに着工する
ことができるのであります。そうして
年内においては、資材なども十分にこ
れに引当てるものがありますので、
年内においては計画の七千三百七十
戸、これを全部完成することは、ここ
にはつきり責任を持つて申上げるので
あります。(年度内にか)はつきりし
ろと呼ぶ者あり△年度内です。

又戸山を原の住宅建設に對して御質
問がありました。これは大体二千戸かと

記憶いたしてあります。九万坪、二千
戸であります。これに對しては上下水
道、或いは電氣等のことについて、附
帯設備と申しますか、これについて御
非難があつたのであります。これは率
直に申し上げますと、東京都における庶
民住宅は大体一年一万四千円と計算を
いたしてあります。一年一万四千円、
その金額の中に下水も、上水道も含ん
でおるのであります。従つて今日の物
價高において、東京都におきましても
十分に上下水道の設備をいたすことが
できないのであります。これだけの住
宅に對して、学校とか、或いは公園と
かいりような設備を考案して、もう少し
完備したものを造つたらよろしい、立
派な文化住宅と申しますか、そうい
うものを造れといふような御意見であ
ります。もとより政府におきましても
完備いたしたい、学校も、病院も、
亦公園も備わつた立派なものを造
りたいのは、政府においても御説の
通り念願いたしておるのでありま
すが、政府の方においては無論不衛生
な、完備しないものを造るといふよう
な考案はありませんが、一月でも多く
造るといふ建前を持つておるのであり
ます。立派な完備した住宅、文化住宅
を一十千戸作るのが今日急務である。併
し又幾らか不自由であり、又幾らか休
憩が乏しくとも、戸数を多く造るのがよ
ろしいかといふことに考案をいたさな
ければならぬのであります。今日の

△「そうだ」と呼ぶ者あり△私は弁解
でなくて△その考案はよろしい」と呼
ぶ者あり△大臣の弁解でなくて、科学
技術に裏付けられた明確な政府
の方針をこの議場を通して國民
大衆の前に発表せられることを要求
し、若しその発表が單なる弁解、單な
る言葉の上の説明であるならば、政府

はこれに對して、私の質問に對する具
体的な、科学的な、技術的な方針を持
たないものと判断せざるを得ないとい
ふことを附言して、私の緊急質問を終
ることになりました。(拍手)

△國務大臣(益谷秀次君) 兼岩さんの
御質問にお答え申し上げます。今日深刻
なる社会問題として住宅問題を取上げ
なければならぬことは申すまでもな
いのであります。特に庶民住宅並びに
生産に携わるところの勞務者に對する
住宅の建設は最も今日必要であり、急
務中の急務であります。そこで建設省
といたしましては、本年庶民住宅を含
んで四十万の住宅建設の計画を立てた
のであります。この比率から申します
と、四万二千戸の庶民住宅は誠に僅
少であります。四万戸の住宅の本年度
における資材の見通しにつきましては
は、年内には四万戸は新築完成すると
いう見通しを持つておるのでありま
す。而して最も急がなければならぬ四
万二千戸のいわゆる賃貸公営住宅であ
ります。庶民住宅と申しておるのであ
ります。これに對しては只今連々とし
て建築が進まないというお言葉であ
りました。誠に本年は遺憾ながら遅々
として進んでおりません。おりません
が、御承知の通り本年の予算は七月上
旬に兩院の御審議を願つて決定いたし
たのであります。而も七月においては
物價の改訂等もありましたので、非常

に庶民住宅建築に對して困難を感じて
おるのであります。併しながら四万二
千戸全部に對しては、年度内において
は必ず完成するといふ見通しを持つて
おるのであります。

特に申されました東京都の住宅であ
ります。これは御指摘の通り、十月の
下旬までには約千七百戸と記憶いたし
ております。全体の計画は七千三百七
十戸、それから見ますと、実に微々
たるものであります。(余り少いよと
呼ぶ者あり)併しながらこれも東京都
は、特に敷地の關係、その他いろいろ
の關係で、東京都が實際に建築に着手
するのが遅れたのであります。併しな
がらこれも敷地に對しては完成いたして
おります。敷地はすでにでき上つてお
るのであります。只今御指摘の通り
まだ着手いたしておりません。又未だ
建築の入札さえいたしてないものが約
千二百戸あると記憶いたしてござり
ます。この入札もこの十二月中には必ず入
札ができます。従つて直ちに着工する
ことができるのであります。そうして
年内においては、資材なども十分にこ
れに引当てるものがありますので、
年内においては計画の七千三百七十
戸、これを全部完成することは、ここ
にはつきり責任を持つて申上げるので
あります。(年度内にか)はつきりし
ろと呼ぶ者あり△年度内です。

又戸山を原の住宅建設に對して御質
問がありました。これは大体二千戸かと

記憶いたしてあります。九万坪、二千
戸であります。これに對しては上下水
道、或いは電氣等のことについて、附
帯設備と申しますか、これについて御
非難があつたのであります。これは率
直に申し上げますと、東京都における庶
民住宅は大体一年一万四千円と計算を
いたしてあります。一年一万四千円、
その金額の中に下水も、上水道も含ん
でおるのであります。従つて今日の物
價高において、東京都におきましても
十分に上下水道の設備をいたすことが
できないのであります。これだけの住
宅に對して、学校とか、或いは公園と
かいりような設備を考案して、もう少し
完備したものを造つたらよろしい、立
派な文化住宅と申しますか、そうい
うものを造れといふような御意見であ
ります。もとより政府におきましても
完備いたしたい、学校も、病院も、
亦公園も備わつた立派なものを造
りたいのは、政府においても御説の
通り念願いたしておるのでありま
すが、政府の方においては無論不衛生
な、完備しないものを造るといふよう
な考案はありませんが、一月でも多く
造るといふ建前を持つておるのであり
ます。立派な完備した住宅、文化住宅
を一十千戸作るのが今日急務である。併
し又幾らか不自由であり、又幾らか休
憩が乏しくとも、戸数を多く造るのがよ
ろしいかといふことに考案をいたさな
ければならぬのであります。今日の

又戸山を原の住宅建設に對して御質
問がありました。これは大体二千戸かと

記憶いたしてあります。九万坪、二千
戸であります。これに對しては上下水
道、或いは電氣等のことについて、附
帯設備と申しますか、これについて御
非難があつたのであります。これは率
直に申し上げますと、東京都における庶
民住宅は大体一年一万四千円と計算を
いたしてあります。一年一万四千円、
その金額の中に下水も、上水道も含ん
でおるのであります。従つて今日の物
價高において、東京都におきましても
十分に上下水道の設備をいたすことが
できないのであります。これだけの住
宅に對して、学校とか、或いは公園と
かいりような設備を考案して、もう少し
完備したものを造つたらよろしい、立
派な文化住宅と申しますか、そうい
うものを造れといふような御意見であ
ります。もとより政府におきましても
完備いたしたい、学校も、病院も、
亦公園も備わつた立派なものを造
りたいのは、政府においても御説の
通り念願いたしておるのでありま
すが、政府の方においては無論不衛生
な、完備しないものを造るといふよう
な考案はありませんが、一月でも多く
造るといふ建前を持つておるのであり
ます。立派な完備した住宅、文化住宅
を一十千戸作るのが今日急務である。併
し又幾らか不自由であり、又幾らか休
憩が乏しくとも、戸数を多く造るのがよ
ろしいかといふことに考案をいたさな
ければならぬのであります。今日の

又戸山を原の住宅建設に對して御質
問がありました。これは大体二千戸かと

記憶いたしてあります。九万坪、二千
戸であります。これに對しては上下水
道、或いは電氣等のことについて、附
帯設備と申しますか、これについて御
非難があつたのであります。これは率
直に申し上げますと、東京都における庶
民住宅は大体一年一万四千円と計算を
いたしてあります。一年一万四千円、
その金額の中に下水も、上水道も含ん
でおるのであります。従つて今日の物
價高において、東京都におきましても
十分に上下水道の設備をいたすことが
できないのであります。これだけの住
宅に對して、学校とか、或いは公園と
かいりような設備を考案して、もう少し
完備したものを造つたらよろしい、立
派な文化住宅と申しますか、そうい
うものを造れといふような御意見であ
ります。もとより政府におきましても
完備いたしたい、学校も、病院も、
亦公園も備わつた立派なものを造
りたいのは、政府においても御説の
通り念願いたしておるのでありま
すが、政府の方においては無論不衛生
な、完備しないものを造るといふよう
な考案はありませんが、一月でも多く
造るといふ建前を持つておるのであり
ます。立派な完備した住宅、文化住宅
を一十千戸作るのが今日急務である。併
し又幾らか不自由であり、又幾らか休
憩が乏しくとも、戸数を多く造るのがよ
ろしいかといふことに考案をいたさな
ければならぬのであります。今日の

又戸山を原の住宅建設に對して御質
問がありました。これは大体二千戸かと

記憶いたしてあります。九万坪、二千
戸であります。これに對しては上下水
道、或いは電氣等のことについて、附
帯設備と申しますか、これについて御
非難があつたのであります。これは率
直に申し上げますと、東京都における庶
民住宅は大体一年一万四千円と計算を
いたしてあります。一年一万四千円、
その金額の中に下水も、上水道も含ん
でおるのであります。従つて今日の物
價高において、東京都におきましても
十分に上下水道の設備をいたすことが
できないのであります。これだけの住
宅に對して、学校とか、或いは公園と
かいりような設備を考案して、もう少し
完備したものを造つたらよろしい、立
派な文化住宅と申しますか、そうい
うものを造れといふような御意見であ
ります。もとより政府におきましても
完備いたしたい、学校も、病院も、
亦公園も備わつた立派なものを造
りたいのは、政府においても御説の
通り念願いたしておるのでありま
すが、政府の方においては無論不衛生
な、完備しないものを造るといふよう
な考案はありませんが、一月でも多く
造るといふ建前を持つておるのであり
ます。立派な完備した住宅、文化住宅
を一十千戸作るのが今日急務である。併
し又幾らか不自由であり、又幾らか休
憩が乏しくとも、戸数を多く造るのがよ
ろしいかといふことに考案をいたさな
ければならぬのであります。今日の

又戸山を原の住宅建設に對して御質
問がありました。これは大体二千戸かと

記憶いたしてあります。九万坪、二千
戸であります。これに對しては上下水
道、或いは電氣等のことについて、附
帯設備と申しますか、これについて御
非難があつたのであります。これは率
直に申し上げますと、東京都における庶
民住宅は大体一年一万四千円と計算を
いたしてあります。一年一万四千円、
その金額の中に下水も、上水道も含ん
でおるのであります。従つて今日の物
價高において、東京都におきましても
十分に上下水道の設備をいたすことが
できないのであります。これだけの住
宅に對して、学校とか、或いは公園と
かいりような設備を考案して、もう少し
完備したものを造つたらよろしい、立
派な文化住宅と申しますか、そうい
うものを造れといふような御意見であ
ります。もとより政府におきましても
完備いたしたい、学校も、病院も、
亦公園も備わつた立派なものを造
りたいのは、政府においても御説の
通り念願いたしておるのでありま
すが、政府の方においては無論不衛生
な、完備しないものを造るといふよう
な考案はありませんが、一月でも多く
造るといふ建前を持つておるのであり
ます。立派な完備した住宅、文化住宅
を一十千戸作るのが今日急務である。併
し又幾らか不自由であり、又幾らか休
憩が乏しくとも、戸数を多く造るのがよ
ろしいかといふことに考案をいたさな
ければならぬのであります。今日の

又戸山を原の住宅建設に對して御質
問がありました。これは大体二千戸かと

記憶いたしてあります。九万坪、二千
戸であります。これに對しては上下水
道、或いは電氣等のことについて、附
帯設備と申しますか、これについて御
非難があつたのであります。これは率
直に申し上げますと、東京都における庶
民住宅は大体一年一万四千円と計算を
いたしてあります。一年一万四千円、
その金額の中に下水も、上水道も含ん
でおるのであります。従つて今日の物
價高において、東京都におきましても
十分に上下水道の設備をいたすことが
できないのであります。これだけの住
宅に對して、学校とか、或いは公園と
かいりような設備を考案して、もう少し
完備したものを造つたらよろしい、立
派な文化住宅と申しますか、そうい
うものを造れといふような御意見であ
ります。もとより政府におきましても
完備いたしたい、学校も、病院も、
亦公園も備わつた立派なものを造
りたいのは、政府においても御説の
通り念願いたしておるのでありま
すが、政府の方においては無論不衛生
な、完備しないものを造るといふよう
な考案はありませんが、一月でも多く
造るといふ建前を持つておるのであり
ます。立派な完備した住宅、文化住宅
を一十千戸作るのが今日急務である。併
し又幾らか不自由であり、又幾らか休
憩が乏しくとも、戸数を多く造るのがよ
ろしいかといふことに考案をいたさな
ければならぬのであります。今日の

住宅を解決したすには、もとより
質の方面においても十分に注意をいた
さなければなりません。量において
やはりこれも十分に注意いたさなけれ
ばならぬという趣意で、もとより戸山ヶ
原におきましては、公園とか学校と
いふものを造るといふようなことは
たしてありません。今日の國家の財政
から見まして、二千戸に対して公園を
造るとか学校を造るとか病院を造ると
いうことは、國家の財政上許されな
いのであります。併しながら特に下水の
方面においてはまだ不十分であること
は御指摘の通りであります。これに対
してもできるだけ完備するように、
設備を促進するように努めたいと存じ
ておるのであります。

向この機会に特に申上げて置きたい
のは、庶民住宅に対しては只今申上げ
ました通り、一月に対して坪一万四千
坪という計算で補助をいたしておるの
であります。併しながらこれは敷地の
方面において、又附帯設備と申しま
るか、上下水道でありますとか、そ
ういふものはやはり適当な補助をいたさ
なければならぬという趣意から、建設
省といたしましては、上下水道等に対
しては今後庶民住宅に対しては建設費
の二割、又敷地に対しては建設費の
一割、これを要求いたして今後の庶民
住宅の建設に進んで参りたいと思つて
あります。更に建設省といたしまし
ては、今國家が半額補助をいたして

國の各公共團體が住宅を築をいたして
おるのであります。これは建設省の
直管といたし、建設省には建設本部等
もありません。技術者も相当おるのであ
ります。今後は建設省の直管の住
宅を造ろうというので、今研究中であ
ります。大体以上の御質問ということ
に……(公園は後述しても学校だけは
造つて貰わなければ困る)「第第一答弁
必要なし」と呼ぶ者あり(二千戸に二校
の学校は造ることはできません。その
附近にやはり学校があるのでありま
す。)(名答々々)と呼ぶ者あり、拍手)

○岡田農務大臣 本日は、時局重大なる
折、衆議院が昨夜本院内におい
てなしたところの言動は、極めて
遺憾なるものがあつたのであります。
右につきまして首相にその責任を問う
緊急質問の動議を提出いたしたいと存
じます。

○門田慶一君 只今の岡田君の動議に
賛成いたします。

○藤原(松平恒雄君) 岡田君の緊急質
問の動議に賛成の諸君の起立を請いま
す。

〔起立者多数〕

○藤原(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。(拍手)岡田君の答へ。

○民主主義「死んだ者」に対し
て……「眞實なるところに余興
なんぞやるな」そんな資格があ
るか「勝つてなを言ふな」大

臣も講席もなした者を引つづ
たくなと呼ぶ者あり

〔岡田農務大臣、拍手〕

○岡田農務大臣 私は本日ラジオを
聴き、更に又新聞紙を見まして、非常
な驚きに打たれたのであります。(驚
しそうな顔をすると呼ぶ者あり)こ
れは私共ばかりではなく、恐らく全
民が同じような感に打たれたと思つ
てあります。(その通り)と呼ぶ者
あり。特に民自党の諸君も、政府の驚
きも、亦非常に大きかつたろうと思
つてあります。(その通り)驚いたよ
り、驚しそうな顔をされている。悲し
うな顔せい)と呼ぶ者あり、拍手)そ
れは本院におきまして、大蔵大臣の主
権において衆議院の予算委員会の諸君
の議案を開かれ、その席上におきま
して、大蔵大臣は非常に多くの酒を飲
み(誘惑にかかつたんだ)と呼ぶ者
あり、(笑)泥酔の結果といたしま
して(その通り)と呼ぶ者あり)精
神は朦朧となり、(笑)あらゆる知
性を失ひ、(笑)「驚の驚な」と呼
ぶ者あり)その結果、山下代議士並
びに松尾代議士に對して、実に驚
くべき行爲をなされたのである。(見
たのかい)と呼ぶ者あり)これは単に新
聞紙に傳えられただけではなく、(はつ
きり言え)と呼ぶ者あり)昨夜本院にお
きまして、本院の諸君もこれを目撃
しておられるのであります。(誰が
と呼ぶ者あり)神聖なる本院におきま

じて、かくのごときことをいたしまし
た。それは(分つた)と呼ぶ者あ
り)議員と云い、或いは大臣、そつ
り)よりなる資格を持つ者として、如何な
る考えでなされたのであるか。(分ら
ない)と呼ぶ者あり、その他発言する
者多し)私共はかくのごときことは、
突に醜態極まりなきことであると思
つてあります。(總理の責任を追及し
なくちや駄目じやないか)そんなこと
は考えちやいやしい)と呼ぶ者あり
諸君、(もう済んでる)まじめに聴
け)と呼ぶ者あり)我々は本内閣がで
きましたときに、この内閣は世界の輿論
におきまして、極めて悪かつた。保守内
閣だ、反動内閣だ、そして又この内
閣は日本の民主化を妨げ、帝國主義に
逆轉させる内閣であるとさえ(そつじ
やない)と呼ぶ者あり)批評を受けてお
つたのであります。そのやつて参りま
した跡を見ましても誠にそれを思わし
めるものがある。私共は誠にこの新日
本建設に際しまして、かくのごとき内
閣ができましたことを憂えておつた
のであります。(不信任案を出せ)と
呼ぶ者あり)然るに、この内閣は單に
保守的或いは反動的といふのみなら
ず、かくのごとき大臣を出すことによ
りまして、道義を乱す内閣だとの印象
を國民に與えた。而もこれは日本の國
内のみならず、恐らく世界に對しまし
ても、一つの話題を投げかけたと思
つてあります。(民衆の恥を知れ)と

呼ぶ者あり)日本の議會史始まりまし
て、議會にかくのごとき事象はなかつ
た。かようなることの例はなかつたの
であります。單に日本の議會史のみな
らず、恐らく世界の歴史におきまし
て、大臣がかくのごときことを議會内
においてしたという例は絶無であらう
と思つてあります。(そつだ)うま
い)と呼ぶ者あり、拍手)諸君、
(買名)と呼ぶ者あり)かような事
態を(昭和電工があるぞ)と呼ぶ者あ
り)羞恥しましたことは、單に大蔵大
臣が飲酒によつて醜態としたこと、その
精神状態においてなしたという個人の
責任に止まるものではないのでありま
す。(その通り)と呼ぶ者あり)かくの
ごときことが起りましたことは、実に
吉田内閣總理大臣がその内閣の成立に
當りまして、その關係にかくのごとき
者を推薦いたしまして、その推薦いた
しましたところの大臣が日本の議會を
汚辱に陥れ、世界に向つて恥の上塗
りをやつたのであります。(そつだ)と
呼ぶ者あり、拍手)その責任は一体誰
が負うのか。(吉田總理大臣)と呼ぶ
者あり)吉田内閣は(買名)と呼ぶ者あ
り)先にその成立に際しまして、(う
まいぞ)と呼ぶ者あり)吉田内閣はその
成立に際しまして、我が党は綱紀真正
の内閣である、(その通り)だから神
めさしたよ)と呼ぶ者あり)炭等いろ
いろな事件がある、そついうものに關
係する者は何ら内閣に入れない、きれ

て、議會にかくのごとき事象はなかつ
た。かようなることの例はなかつたの
であります。單に日本の議會史のみな
らず、恐らく世界の歴史におきまし
て、大臣がかくのごときことを議會内
においてしたという例は絶無であらう
と思つてあります。(そつだ)うま
い)と呼ぶ者あり、拍手)諸君、
(買名)と呼ぶ者あり)かような事
態を(昭和電工があるぞ)と呼ぶ者あ
り)羞恥しましたことは、單に大蔵大
臣が飲酒によつて醜態としたこと、その
精神状態においてなしたという個人の
責任に止まるものではないのでありま
す。(その通り)と呼ぶ者あり)かくの
ごときことが起りましたことは、実に
吉田内閣總理大臣がその内閣の成立に
當りまして、その關係にかくのごとき
者を推薦いたしまして、その推薦いた
しましたところの大臣が日本の議會を
汚辱に陥れ、世界に向つて恥の上塗
りをやつたのであります。(そつだ)と
呼ぶ者あり、拍手)その責任は一体誰
が負うのか。(吉田總理大臣)と呼ぶ
者あり)吉田内閣は(買名)と呼ぶ者あ
り)先にその成立に際しまして、(う
まいぞ)と呼ぶ者あり)吉田内閣はその
成立に際しまして、我が党は綱紀真正
の内閣である、(その通り)だから神
めさしたよ)と呼ぶ者あり)炭等いろ
いろな事件がある、そついうものに關
係する者は何ら内閣に入れない、きれ

いな内閣を作るということをお言われ
ておつたんであります。(「そうだ」後
で来たんだ」と呼ぶ者あり)然るにそ
の内閣の政務次官から、而も法を掌る
ところの機関の一部である法務廳の政
務次官が、答問問題において引つ括ら
れておる。その責任は負つておらんの
であります。その内閣成立の際に「そ
れは言うな」脱線々々」と呼ぶ者あり、
その他発言する者多し)吉田総理大臣
が國民に確約されたところの(発言す
る者多し)その責任は負つておらん。
道義的責任及び政治的責任は負わず、
恬として省みないような状況である。

君の内閣はどうだ」と呼ぶ者あり)而
もその法務次官が逮捕されたその日に
おきまして大蔵大臣が又かくのごとき
態度をやつておるのであります。(「そ
うだ」と呼ぶ者あり)「体面を正すと
いう内閣がかような問題を二つ重
ねて出しまして、一体これで以て政治
的責任を負えるものであるかどうか。
「不信任案を出せ」と呼ぶ者あり、そ
の他発言する者多し)

諸君、終戦以來三年、日本は今や「止
せせせ」と呼ぶ者あり、その他発言する
者多し)今や新らしい國家建設のため
に邁進しておる。(「實名の目的は達し
た」と呼ぶ者あり)その道義も亦漸次高
揚して行かなければならぬのでありま
す。敗戦後の日本の社会といふもの
は、道義が地に落ちておる。社会は目
に余るものがある。これを國會或いは

政府は國民を指導いたしましたとして、道義
の高揚をして行かなければならぬとき
に、政府の關係中からいたしまして、
かくのごとき者ができたことは、日本
の道義高揚の上において、これを挫折
せしめるところの大きなものとなつて
おるのであります。かような問題は相
次いで起つておりますが、かような
点につきましては、一体吉田首相は如何
なる責任を負われるのであるか。(「そ
うだ」と呼ぶ者あり)若し本院が、(発
言する者多し)若し本院が國法上、不
信任案を提出し得る権利を與えられて
おるといたしますならば、直ちにここ
に泉山大蔵大臣を推薦いたしましたる
この吉田内閣に対するところの(発言
する者多し)不信任案が提出されるで
ありましよう。併しながら(「推薦でな
くて任命だ」推薦は帝國主義ぢやない
か)憲法を讀んで來い」と呼ぶ者あり)

併しこの國會におきまして(発言する
者多し)本院におきましては未だ(「発
言する者多し、議場騒然)諸君、まあ黙
つてお聞きなさい。(「嬉しかろう」と
呼ぶ者あり)本院におきましては不信任
案を提出するところの権利はありま
せん。併しながら我々は(「却つていい
よ」と呼ぶ者あり、その他発言する者
多し)國會職員といたしまして、かく
のごとき者を出しましたるところの政
府の責任は、議員といたしまして(「黙
過できない」と呼ぶ者あり)開くことが
できるのであります。(「不信任案を出

せ」と呼ぶ者あり)
諸君、私共はこのよりの大蔵大臣を
任命いたしましたところの(「発言す
る者多し)吉田総理大臣が、その道義
的並びに政治的責任を負いまして、直
ちに総辭職をいたすべきかどうか(「拍
手)その点を林副総理にお伺いしたい
のであります。私共はこの点について
林副総理からはつきりしたところの御
答弁をお願いいたしまして、私の緊急
質問を終りたいと思つております。(拍手)

(國務大臣林副總理答覆、拍手)
國務大臣(林副總理) 岡田君の御質
問にお答をいたします。昨夜衆議院の
本會議におきまして、泉山大蔵大臣が
みずから出席をいたしました答弁がで
きなかつた事態を生じたことは、
誠に遺憾な次第であります。(「その通
り」と呼ぶ者あり)従いまして本日早速
泉山大蔵大臣の辭職の処置を執ります
し、又議員の辭任の手續を執りまし
て、直ちに將來憂いなからしむるがた
めに、大屋商工大臣の兼任をいたさせ
まして、今後の審議に遺憾なきを期し
た次第であります。(拍手)従いまして
只今申しましたような事情であります
から、その点を御了承願いたいと思
うのであります。(拍手)(「名答弁」と
呼ぶ者あり)

(國務大臣松平恒雄君) この際、日程に
追加して(「議事進行」と呼ぶ者あり、そ
の他発言する者多し、議場騒然)特別職
の職員に俸給等に関する法律案…

「岡田宗司君發言の許可を求め」
○議長(松平恒雄君) 岡田君何です
か。

○岡田宗司君 只今の林副総理の御答
弁は、私の質問いたしましたところ
に対して、ちつともお答になつてお
らんであります。私はこの内閣の責
任を問うておるのであります。林副
総理のお答は、大蔵大臣がその後辭職
をされた、議員の辭職をされたとい
う点しかお答えになつておらんであり
ます。私は政治責任を問うておるので
ありますから、林副総理がお答になら
ん以上、私は明日吉田首相の出席を求
めまして再質問をしたいと思つのであ
ります。その点を保留いたします。

○議長(松平恒雄君) 再質問の時間は
ありませんから先に進みます。

○議長(松平恒雄君) この際、日程に
追加して、特別職の職員の俸給等に関
する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議
題とすることに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長長の報告を求めま
す。大蔵委員長櫻内辰郎君。

(「審査報告書は都合により最終号
附録に掲載」)
特別職の職員の俸給等に関する法
律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて國會法第八十三條により送付
する。
昭和二十三年十二月十二日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄

特別職の職員の俸給等に関する法
律案
特別職の職員の俸給等に関する
法律

- 第一條 左に掲げる國家公務員(以
下特別職の職員といふ。)(の受け
る俸給その他の給與については、
この法律の定めるところによる。
- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 検査官
- 四 人事官
- 五 大使及び公使
- 六 宮内府長官及び侍從長
- 七 内閣官房長官
- 八 内閣官房次長
- 九 政務次官
- 十 連絡調整中央事務局長官
- 十一 國家公安委員會委員長
- 十二 公正取引委員會の委員長及
び委員
- 十三 全國選舉管理委員會の委員
長及び委員
- 十四 國家公務員法(昭和二十二
年法律第二十号)第二條第三
項第八号及び第十二号に掲げる
秘書官

十五 待従

十六 國家公務員法第二條に掲げる特別職にある者で前各号に掲げるものの外政令で定める者

第二條 前條第一号から第十三号までに掲げる特別職の職員の俸給月額、別表による。

2 前條第十四号から第十六号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、政令で定める。但し、その最高の額は、二万円をこえることができない。

第三條 新たに特別職の職員となつた者には、発令の日から俸給を支給する。但し、退職した者又は罷免された者が即日他の特別職の職員に任せられたときは、発令の日の翌日から俸給を支給する。

第四條 特別職の職員が、退職、罷免又は死亡に因り特別職の職員でなくなつたときは、その日まで俸給を支給する。

第五條 前二條の規定により俸給を支給する場合においては、その俸給の額は、俸給月額の二十五分の一をもつて俸給日額とし、日割によつて計算する。但しその額が俸給月額をこえるときは、俸給月額にとどめるものとする。

第六條 俸給は、毎月政令で定める期日に支給する。但し、第四條の場合においては、その際支給する。

第七條 特別職の職員に対して支給する俸給以外の給與は、一般官吏の例による。但し、第一條第一号から第十三号までに掲げる者及び政令で定める者には、扶養手当及び超過勤務手当は、支給しない。

附則
第八條 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一條及び第二條の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和二十三年十一月一日から適用する。この場合において、「人事官」とあるのは「臨時人事委員長及び臨時人事委員」と読み替へるものとする。

第九條 特別職の職員が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた俸給その他の給與

は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

2 前項の規定により内拂金とみなされた金額がこの法律により受けらるべき給與の額をこえる場合においても、既に支給を受けた給與は、返還せしめないことができる。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六條第一項を次のように改める。

委員長及び委員の報酬は、別に定める。

第十一條 内閣総理大臣等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第五十五号）は、廃止する。

別表

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	四〇,〇〇〇円
國務大臣	
検査官	
事務官	
大使	
大官	三三,〇〇〇円
國家公安委員会委員	
公正取引委員会委員長	
全國選挙管理委員会委員長	

宮内府長官	二八,八〇〇円
内閣官房長官	二八,〇〇〇円
公正取引委員会委員	二五,六〇〇円
侍從長	
公使	
内閣官房次長	
政務次官	二四,〇〇〇円
連絡調整中央事務局長官	
全國選挙管理委員会委員	

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

○櫻内辰郎君 只今議題となりました特別職の職員の俸給等に関する法律案の大藏委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る十二月十一日より十二月十三日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。特別職にある者には國家公務員法の適用がない建前になっておりますので、特別職の職員の俸給等につきましては一般職員に適用する法規とは別個のものを制定し、その職務にふさわしい取扱をするのが妥当であるとの見地から、従来の内閣総理大臣等の俸給等に関する法律を廃止し、一本の法律により、一般職員の権衡を考慮して所要の改善をなさんとするも

のであります。即ち本法律によつて内閣総理大臣月四万円、國務大臣、検査官、人事官、大使、國家公安委員会委員、公正取引委員会委員長、全國選挙管理委員会委員長はそれ〴〵三万二千元、宮内府長官二万八千八百円、内閣官房長官二万八千円、公正取引委員会委員二万五千六百円、侍從長、公使、内閣官房次長、政務次官、連絡調整中央事務局長官、全國選挙管理委員会委員はそれ〴〵二万四千元となるのであります。

さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁がございましたが、詳細は速記録によりて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、十二月十三日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。（拍手）

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

○議員(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 議事をして報告いたさせます。

〔青木孝事朗説〕

本日委員長から左の報告書を出した。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案可決報告書 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案可決報告書 罰金等臨時措置法案可決報告書 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の御報告を求めます。議院運営委員会理事梅原眞隆君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。 昭和二十三年十二月十三日 衆議院議長 松岡 駒吉 参議院議長 松平恒雄殿

○議長(松平恒雄君) 議員の歳費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。 第一條 各議院の議長は歳費として月額四万円、副議長は三万二千元、議員は二万八千八百円を受けらる。

第十條中「月額五千元」を「月額七千元」に改める。 附則 1 この法律は、公布の日から、これを施行し、第一條及び第十條の改正規定は、昭和二十三年十一月一日から、これを適用する。

2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、この法律による歳費及び給料の内拂とみなす。

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕

○梅原眞隆君 只今議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の審査の経過並びに結果を御報告いたします。各議院の議長、副議長及び議員の歳費並びにこれらの秘書の給料につきましては、現下の経済事情に鑑み、つとにその増額が要望されておりましたが、この度の成案を得るに至りましたが、衆議院議院運営委員長の発議を以て、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案が提出されました。衆議院は昨日これを可決して、これを本院に送付されたのであります。その主なる内容は、歳費については現行の月額、議長二万五千元、副議長二万円、議員一万八千円とあるのを、議長四万円、副議長三万二千元、議員二万八千八百円に改め、又秘書の給料は現行の月額五千元を七千円に改め、これをいづれも十一月分より実施しようとするものであります。本議院運営委員会は本日これを審査し、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと議決いたしました。簡単であります。以上を以ちまして御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。 ○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。 よつて国会法第八十三條により送付する。 昭和二十三年十二月十三日 衆議院議長 松岡 駒吉 参議院議長 松平恒雄殿

○議長(松平恒雄君) この際、日程に追加して、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案、罰金等臨時措置法案(いづれも内閣提出、衆議院送付)を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員会理事宮城タマヨ君。 〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

第十五條 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、二万円とすることができらる。 別表を次のように改める。

別表	区	分	月	額
最高裁判所長官				四万円
最高裁判所判事				三万二千元
東京高等裁判所長官				三万四千元
その他の高等裁判所長官				二万八千八百円

第二條 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の昭和二十三年六月一日から同年十月三十一日までの間の報酬月額は、前條の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下新法といふ。）別表に定める額の十六分の十三に相当する金額とする。

- この法律は、公布の日から施行し、第一條の規定は、昭和二十三年十一月一日から適用する。
- 裁判官が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた報酬その他の給與は、新法による報酬その他の給與の内拂とみなす。
- 第二條に規定する者が同條に

簡易裁判所判事						判事						判事						
八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	五号	四号	三号	二号	一号
六千円	六千七百円	八千六百円	一万円	一万千六百円	一万三千二百円	一万六千四百円	一万八千二百円	六千円	六千七百円	八千六百円	一万円	一万千六百円	一万三千二百円	一万六千四百円	一万八千二百円	二万円	二万二千円	二万四千円

規定する期間の分として既に支給を受けた報酬その他の給與は、同條の規定による報酬その他の給與の内拂とみなす。

4 昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第九十六号）は、附録に掲載し、

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十二月十三日
衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平 恒雄 殿

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律

第一條 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める

第九條 檢察及び副檢察の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二條の規定にかかわらず、檢察にあつては二万四千円、副檢察にあつては一万四千円、副檢察にすることができ、別表を次のように改める。

副 檢 事		檢 事												別表									
八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	区	分	月	額
五千五百円	六千円	六千七百円	七千六百円	八千六百円	一万円	一万千六百円	一万三千二百円	六千円	六千七百円	七千六百円	八千六百円	一万円	一万千六百円	一万三千二百円	一万四千八百円	一万六千四百円	一万八千二百円	二万円	二万二千円	東京高等檢察廳檢察長	東京高等檢察廳檢察長	東京高等檢察廳檢察長	東京高等檢察廳檢察長

第三條 検事総長、次長検事及び檢察官の昭和二十三年六月一日から同年十月三十一日までの間の俸給月額は、前條の規定による改正後の檢察官の俸給等に関する法律（以下新法という。）別表に定める額の十六分の十三に相当する金額とする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、第一條の規定は、昭和二十三年十一月一日から適用する。
- 2 檢察官が昭和二十三年十一月一日以後の分として既に支給を受けた俸給その他の給與は、新法による俸給その他の給與の内拂とみなす。
- 3 第二條に規定する者が同條に規定する期間の分として既に支給を受けた俸給その他の給與は、同條の規定による俸給その他の給與の内拂とみなす。
- 4 昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十七号）は、廃止する。

昭和二十三年十二月十二日

内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長 松平恒雄殿

十二月九日提出した裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案

中別紙のもつて修正すること、國會法第五十九條の規定に基き、本日衆議院に要求したから通知する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案中修正

「第一條」の條名を削る。
第二條を削る。
附則第一項中「第一條の規定は、」を削る。

附則第二項中「新法」を「この法律」に改める。

附則第三項を削り、第四項を第三項とする。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案中修正

「第一條」の條名を削る。
第二條を削る。
附則第一項中「第一條の規定は、」を削る。

附則第二項中「新法」を「この法律」に改める。

附則第三項を削り、第四項を第三項とする。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕
罰金等臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年十二月十二日

衆議院議長 松岡 駒吉
参議院議長 松平恒雄殿

罰金等臨時措置法案
罰金等臨時措置法

第一條 經濟事情の変動に伴り罰金及び料金の額等に関する特例は、当分の間、この法律の定めるところによる。

第二條 罰金は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第十五條及び刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）第二十條の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減輕する場合においては、千円以下に下げることができる。

2 科料は、刑法第十七條及び刑法施行法第二十條の規定にかかわらず、五百円以上千円未満とする。

第三條 左に掲げる罪につき定められた罰金については、それぞれその額の五十倍に相當する額をもつてその多數とする。

一 刑法の罪。但し、第五百二十二條の罪を除く。

二 暴力行爲等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪

二 經濟關係罰則の整備に関する法律（昭和十九年法律第四号）の罪

2 刑法第五百二十二條中「一円以下」とあるのは、「五十円以下」とする。

第四條 前條第一項各号に掲げる罪以外の罪（條例の罪を除く。）につき定めた罰金については、その多額が二千円に満たないときはこれを二千円とし、その寡額が千円に満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乘じて定められる場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合において、その罰金の額が千円に満たないときは、これを千円とする。

3 第一項の罪につき定めた科料で特にその額の定のあるものについては、その定がないものとする。但し、科料の額が一定の金額に倍数を乘じて定められる場合は、この限りでない。

第五條 法律で命令に罰金の罰則を設けることを委任してある場合において、この委任に基いて規定することができる罰金額の最高限度が二千円に満たないときは、これを二千円とする。

第六條 刑法第二十五條中「五千元以下ノ罰金」とあるのは、「五万円以下ノ罰金」とする。

第七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六十條第三項、第九十九條第一項及び第二百十七條中「五百円以下の罰金」とあるのは、第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、「二万円以下以下の罰金」とし、その他の罪については、「二千円以下の罰金」とする。

2 第三條第一項各号に掲げる法律の罪については、刑事訴訟法第二百八十四條中「五千元以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とし、同法第二百八十五條第二項中「五千元を超える罰金」とあるのは「五万円を超える罰金」とする。

3 刑事訴訟法第四百六十一條第一項中「五千元以下の罰金」とあるのは、「五万円以下の罰金」とする。

4 刑事訴訟法第四百九十五條第三項中「二十円」とあるのは、「二百円」とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年二月一日から施行する。

2 條例の罰則でこの法律施行の際現に効力を有するものについては、第二條の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、適用しない。この法律施行後六箇月を経るまでになされた違反行爲に対してこれらの罰則を適用する場合においては、この法律施行後六箇月を経た後においても、また同様とする。

3 第四條の規定は、第三回國會で成立した法律の罰則についても適用する。

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程になりまし
た裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する等の法律案及び検察官の俸
給等に関する法律の一部を改正する等
の法律案の委員会における審議の経過
並びに結果を便宜一括いたしました御
報告申し上げます。

裁判官及び検察官の給與につきまし
ては、先に第二國會において一般政府
職員に関する職員給与平均の月収二千
九百二十円を基準とし、内閣府職員
の俸給等に関する法律並びに内閣府に
関する内閣府職員等の俸給等に関する
法律が制定されましたのに対応して、
裁判官の報酬等に関する法律及び検察
官の俸給等に関する法律が制定せら
れ、その後、証官たる者を除くその他
の裁判官並びに検察官については、そ
れぞれ昭和二十三年六月以降の判事等
の報酬等に関する法律及び昭和二十三
年六月以降の検事等の俸給等に関する
法律が制定されたことは、すでに御
承知の通りでございます。然るに物價
は依然として高騰を続け、一般勤労者
は長期に亘る耐乏生活のため全く困窮
し、特に政府職員の給與は一般勤労者
の給與に比しまして著しく均衡を失す
るに至りましたので、政府は更に政府
職員の給與を増額支給することを
必要として、数日前、國會に昭和
二十三年十一月以降の政府職員
の俸給等に関する法律案並びに

特別職の職員の俸給等に関する法律案
を提出したのでございますが、この前
の方の法案は、一般政府職員の給与平均
月収五千三百三十円を基準としたもの
であつて、その俸給月額が昭和二十三
年六月以降の政府職員の俸給等に関す
る法律の俸給月額に対しては十三割二
分、又政府職員の二千九百二十円ペー
スの法律の定める俸給月額に対しては
平均十七割二分の割合になつており、
又後の方の法案は、内閣府職員等
の証官の俸給月額を、内閣府職員等
の俸給等に関する法律に定める俸給月
額の十六割としたしておりますので、
裁判官及び検察官につきましても、こ
れに倣つて、その報酬又は俸給月額を
増額することが必要であるといふので、
冒頭に申し上げました二つの法案が
提出されたのでございます。

これらの法案の内容を簡単に申上げ
ますと、これらの法案は、裁判官又は
検察官の報酬又は俸給月額を、裁判官
の報酬等に関する法律及び検察官の俸
給等に関する法律の別表に定め、その報
酬又は俸給月額に比べ、それ／＼、証
官たる者についてはその十六割、その
他の者については約十六割九分九厘に相
当する金額を増額するよう別表を改め、
俸給等に関する法律の間特別のものに限
り認められておりました俸給月額も同
様増額すると共に、新たに簡易裁判所
判事及び副判事についても、特別なも
のに限り、当分の間別表に掲げます月

額以上の報酬又は俸給月額を支給し得
ることを定めたのでございます。又附
則はこの法律の施行及び適用の期日そ
の他の経過規定を定めると共に、この
法案の成立によりましてその存続理由
を失ふべき二法律を廃止することを定
めております。以上が本法案の内容の
あらましでございます。

本委員会におきましては、慎重なる
審議をいたし、各委員より熱心な質疑
が行われました。そのうち一委員の質
疑に對して大蔵省の給與局長から、目
下國會において審議中の一般政府職員
に対する給與法案の賃金ベースが五千
三百三十円を超えて増額決定されるに
至つたときには、來國會において、裁
判官の報酬及び検察官の俸給もその新
賃金ベースに從つてこれを改定すると
いふ答弁がございました。その余の質
疑應答等の詳細は速記録によりまして
御覽願ふことになつて、ここに
申述べますことを省略させて頂きま
す。

かくて討論に入り、採決の結果、全
會一致を以て可決すべきものと決定さ
れた次第でございます。

次に、只今上程になりました罰金等
臨時措置法案について、その審議の経
過及び結果につきまして御報告申し上
げます。

終戦以來の物價の高騰、國民所得の
名目的な増加に鑑みまして、刑罰法規
中の罰金の法定額、殊に明治四十年の

制定にかかります刑法の罰金の多額が
今日の物價から見まして不自然に低い
ために、これらの法令の罪に對しまし
ては適切な罰金を言渡すことが困難
な実情にございます。それで、その是
正の方法といたしまして、暫定的特例
という形で罰金額の引上げが立案され
たのでございます。

その内容の要点を申述べますと、先
ず現在罰金は二十円以上、料金は二十
円未満となつておりますのを、罰金は
千円以上、料金は五百円以上千円未満と
いうことになつて、各刑罰法規に定
められた罰金の多額の引上げについて
は、その必要性の最も強いと思われる
刑法、暴力行爲処罰法、経済團體職員
の贈賄罪の三法律、これは正式には経
済關係罰則の整備に関する法律と呼ば
れておりますが、これについてだけそ
の多額を五十倍に引上げることにして
あります。ただ右三法律以外の刑罰法
規中「五百円以下の罰金」というよう
な規定だけは、この法律による新らしい
罰金体系、即ち罰金は千円以上という
ことと直接矛盾いたしますので、一律
に千円以上二千円未満と改められまし
た。他方、地方行政機關の定めする
條例の罰則につきましては、その性質
上右の修正をこの法律で行ふことな
く、それ／＼の條例自体に委ねまし
て、その手続のため六ヶ月の猶予期間
を置き、その間に必要な措置をとられ
ることが期待されております。この

外、罰金額の引上に伴ひまして、執行
猶予は十倍の五万円以下のものになし
得る。略式命令も同様五万円まで出せ
る。又拘留、逮捕の制限、刑事訴訟法
の公判出頭義務の例外に関する金額等
を或る程度高め、尙いゆる未決拘留
日數法定通算の折算額も二十円が二百
円と引上げられております。

委員会におきましては慎重審議を重
ね、各委員より熱心な質疑も出ました
が、その詳細については速記録に譲
り、ここには省略させて頂きたいと思
います。討論に當りましては各委員よ
り各党派を代表して意見の開陳が行わ
れましたが、その要旨は、本案はその
内容におきまして多少杜撰な点もある
が、目下の政治情勢から見ても止むを得
ず賛成するが、罰金全般について速か
にその整備を行い、次期國會に提出す
るようにとの強い附帯意見の開陳があ
り、政府はこれに同意する旨の答弁が
ございました。かくして採決いたしま
したところ、全會一致を以て可決すべ
きものと決定いたしましたのでござい
ます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな
ければ、これより三案の採決をいたし
ます。三案全部を問題に供します。三
案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認め
ます。よつて三案は全會一致を以て可
決せられました。

本日はこれにて延会いたしたいと存
じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。明日は午前十時より開会いた
します。議事日程は決定次第公報を以
て御通知いたします。本日はこれにて
散会いたします。

午後四時三十八分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、日程第一、教育公務員特例法案
- 一、日程第二、新聞出版用紙制當事務處設置法附則第三項の規定に基く同法の継続に対する国会の確認を求めの件
- 一、庶民住宅の建設方針に関する緊急質問
- 一、泉山大藏大臣の言動に関する首相の責任に関する緊急質問
- 一、特別職の職員の俸給等に関する法律案
- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、罰金等臨時措置法案

出席者は左の通り。

- 議長 松平 恒雄君
- 副議長 松本治一郎君

議員

岩男 仁護君	岡村文四郎君	境野 清雄君	淺井 一郎君	柏木 庫治君	鎌田 逸郎君	厚生大臣 林 讓治君
鈴木 憲一君	駒井 藤平君	中井 光次君	稻垣平太郎君	河井 彌八君	川上 嘉市君	農林大臣 周東 英雄君
三好 始君	米倉 禮也君	林景鶴太郎君	鬼丸 義賢君	木下 辰雄君	九鬼紋十郎君	運輸大臣 小澤佐重喜君
小川 久義君	中平常太郎君	櫻内 辰郎君	木内 四郎君	楠見 義男君	小林米三郎君	建設大臣 益谷 秀次君
松下松治郎君	金子 洋文君	尾形六郎兵衛君	北村 一男君	西郷吉之助君	佐伯卯四郎君	國務大臣 森 幸太郎君
藤枝 昭信君	塚本 重藏君	加藤常太郎君	西川 昌夫君	佐藤 尚武君	島村 龍次君	政府委員
椎井 康雄君	齋 武雄君	池田宇右衛門君	淺岡 信夫君	田中耕太郎君	田村 文吉君	新聞出版用紙制 当務局長 成田勝四郎君
村尾 重雄君	下條 恭兵君	荒井 八郎君	堀 末治君	玉置吉之丞君	寺尾 博君	檢査官 木内 會益君
小泉 秀吉君	梅澤 錦一君	大島 定吉君	西川甚五郎君	徳川 宗敬君	中川 以良君	法務廳事務官(調 査意見第一局長) 岡咲 惣一君
原口忠次郎君	中村 正雄君	山田 佐一君	中川 藤彦君	野田 俊作君	波多野林一君	法務廳事務官(總 務局長) 野木 新一君
山下 義信君	山田 節男君	黒田 英雄君	幸尾 豊君	徳橋眞六郎君	柳越 隆郎君	文部政務次官 小野 光洋君
波多野 鼎君	岡田 宗司君	草葉 隆圓君	石坂 豊一君	宮城タマヨ君	三島 通陽君	文部事務官 辻田 力君
大野 幸一君	原 虎一君	柴田 政次君	大野木秀次郎君	板野 勝次君	中西 功君	建設政務次官 赤木 正雄君
伊藤 修君	吉川末次郎君	遠山 丙市君	森田 豊壽君	鈴木 清一君	千葉 信君	
藤井 新一君	羽生 三七君	小林 英三君	今泉 政喜君	木村馨八郎君	太田 敏見君	
田中 利勝君	大島豊夫雄君	松野 喜内君	黒川 武雄君	星野 芳樹君	丹羽 五郎君	
岩崎正三郎君	島 清君	松嶋 喜作君	徳川 頼貞君	千田 正君	兼岩 傳一君	
カニエ邦彦君	三木 治朗君	深水 七郎君	平岡 市三君	栗山 良夫君	來馬 琢道君	
藤下 政一君	青山 正一君	城 義臣君	田口政五郎君	河野 正夫君	小杉 一子君	
濱田 寅藏君	西田 天香君	岡田喜久治君	小野 光洋君	岩間 正男君	佐々木良作君	
阿竹齋次郎君	田中 信輔君	岡 伊能君	中川 幸平君	宿谷 榮一君	新谷寅三郎君	
谷口彌三郎君	植竹 春彦君	重宗 雄三君	廣瀬與兵衛君	竹下 豊次君	高瀬莊太郎君	
油井賢太郎君	石川 進吉君	左藤 義詮君	小串 清一君	高田 豊君	高橋龍太郎君	
小畑 哲夫君	入交 太藏君	水久保甚作君	平沼彌太郎君	伊達源一郎君	東浦 庄治君	
安達 良助君	高橋 哲君	赤木 正雄君	赤澤 與仁君	姫井 伊介君	藤井 丙午君	
小林 勝馬君	大隈 信幸君	伊藤 保平君	飯田精太郎君	藤野 繁雄君	村上 義一君	
紅澤 みつ君	深川タメエ君	岩本 月洲君	井上なつゑ君	矢野 西雄君	山崎 恒君	
高良 とみ君	門屋 盛一君	梅原 眞隆君	字都宮 登君	山内 卓郎君	結城 安次君	
竹中 七郎君	藤森 眞治君	大山 安君	江藤 哲翁君	和田 博雄君	渡邊 甚吉君	
屋 一君	仲子 隆君	岡本 愛新君	岡元 義人君	國務大臣		
吳 主一郎君	池田七郎兵衛君	小野 哲君	加賀 操君	國務大臣 殖田 俊吉君		
岩本 哲夫君	佐々木鹿藏君			文部大臣 下條 康賢君		

定價 一部 四四五十銭
送料 宛費
所行 第
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇
印刷 局